

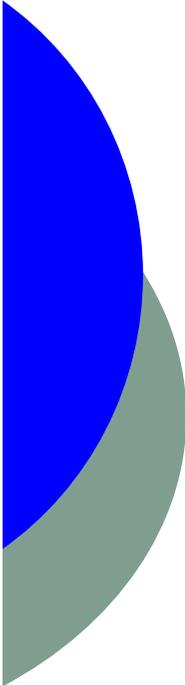
2023/1/15 原子力市民委員会 シンポジウム 岸田政権による原発回帰 がもたらす10の問題 1 「法的な問題」



弁護士 海渡 雄一

(脱原発弁護団全国連絡会共同代表)

(脱原発法制定全国ネットワーク事務局長)¹



2021年10月エネルギー政策基本法により 第6次エネルギー基本計画が策定された

第6次エネルギー基本計画 目次

はじめに

- ～気候変動問題への対応～
- ～日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服～
- ～第六次エネルギー基本計画の構造と2050年目標と2030年度目標の関係～

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故後10年の歩み

- (1) 福島復興はエネルギー政策を進める上での原点
- (2) 今後の福島復興への取組

2. 第五次エネルギー基本計画策定時からの情勢の変化

- (1) 脱炭素化に向けた世界的潮流
- (2) 気候変動問題以外のエネルギーに関係する情勢変化

3. エネルギー政策の基本的視点(S+3E)の確認

- (1) あらゆる前提としての安全性の確保
- (2) エネルギーの安定供給の確保と強靱化
- (3) 気候変動や周辺環境との調和など環境適合性の確保
- (4) エネルギー全体の経済効率性の確保

4. 2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応

- (1) 2050年カーボンニュートラル時代のエネルギー需給構造
- (2) 複数シナリオの重要性
- (3) 電力部門に求められる取組
- (4) 産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

- (1) 現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置付け
- (2) 2030年に向けたエネルギー政策の基本的考え方
- (3) 需要サイドの徹底した省エネルギーと供給サイドの脱炭素化を踏まえた電化・水素化等による非化石エネルギーの導入拡大
- (4) 蓄電池等の分散型エネルギーリソースの有効活用など二次エネルギー構造の高度化
- (5) 再生可能エネルギーの主力電源への取組
- (6) 原子力政策の再構築
- (7) 火力発電の今後の在り方
- (8) 水素社会実現に向けた取組の抜本強化
- (9) エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進
- (10) 化石燃料の供給体制の今後の在り方
- (11) エネルギーシステム改革の更なる推進
- (12) 国際協調と国際競争
- (13) 2030年度におけるエネルギー需給の見通し

6. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた産業・競争・イノベーション政策と一体となった戦略的な技術開発・社会実装等の推進

7. 国民各層とのコミュニケーションの充実

- (1) エネルギーに関する国民各層の理解の増進
- (2) 政策立案プロセスの透明化と双方向的なコミュニケーションの充実

再稼働加速、官民一体で再処理操業、国際連携で高速炉推進?!

2030年に向けた政策対応のポイント【原子力】

- 東京電力福島第一原子力発電所事故への真摯な反省が原子力政策の出発点
 - いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。
- 原子力の社会的信頼の獲得と、安全確保を大前提として原子力の安定的な利用の推進
 - 安全最優先での再稼働：再稼働加速タスクフォース立ち上げ、人材・知見の集約、技術力維持向上
 - 使用済燃料対策：貯蔵能力の拡大に向けた中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用の促進、放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発
 - 核燃料サイクル：関係自治体や国際社会の理解を得つつ、六ヶ所再処理工場の竣工と操業に向けた官民一体での対応、プルサーマルの一層の推進
 - 最終処分：北海道2町村での文献調査の着実な実施、全国のできるだけ多くの地域での調査の実現
 - 安全性を確保しつつ長期運転を進めていく上での諸課題等への取組：
保全活動の充実等に取り組むとともに、諸課題について、官民それぞれの役割に応じ検討
 - 国民理解：電力の消費地域も含めて、双方向での対話、分かりやすく丁寧な広報・広聴
- 立地自治体との信頼関係構築
 - 立地自治体との丁寧な対話を通じた認識の共有・信頼関係の深化、地域の産業の複線化や新産業・雇用の創出も含め、立地地域の将来像を共に描く枠組み等を設け、実態に即した支援に取り組む。
- 研究開発の推進
 - 2030年までに、民間の創意工夫や知恵を活かしながら、国際連携を活用した高速炉開発の着実な推進、小型モジュール炉技術の国際連携による実証、高温ガス炉における水素製造に係る要素技術確立等を進めるとともに、ITER計画等の国際連携を通じ、核融合研究開発に取り組む。

GX基本方針とは？

政府は12月22日、「GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議」を首相官邸で開き、今後10年間のエネルギー安定供給と脱炭素化についての基本方針を決定したとされる。

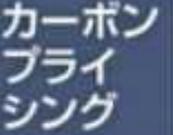
GX実行会議には何の法的根拠もない。

基本方針のポイント

電源の脱炭素化

原発	次世代原発の開発・建設を廃炉の決まった原発の建て替えて具体化
	安全審査対応で停止した期間を除外し、実質60年超の運転を認める
再生エネ	全国で送電網整備に必要な資金調達を円滑化する仕組みを整備
	

企業の脱炭素化促進

投資	GX経済移行債の発行で約20兆円を調達して企業を支援
	
カーボンプライシング	二酸化炭素排出量の多い企業に賦課金や排出枠購入を求める制度を導入
	

「原子力利用に関する基本的考え方」ポイント案

1. 基本的考え方について 及び 改定の背景

- 今後の原子力政策について政府としての長期的方向性を示す羅針盤となるものであり、原子力利用の基本目標と各目標に関する重点的取組を定めている。
- 平成29年（2017年）7月に「原子力利用に関する基本的考え方」を原子力委員会で決定、政府として尊重する旨閣議決定。
- 「今日を含め原子力を取り巻く環境は常に大きく変化していくこと等も踏まえ、『原子力利用に関する基本的考え方』も5年を目途に適宜見直し、改定するものとする。」との見直し規定があり、令和3年11月には、改定に向けた検討を開始することについて原子力委員会にて公表し、以来、有識者へのヒアリングと検討を重ねてきた。

2. 本基本的考え方の理念

原子力利用について:

- 原子力はエネルギーとしての利用のみならず、工業、医療、農業分野における放射線利用など、幅広い分野において人類の発展に貢献しうる。
- エネルギー安全保障やカーボンニュートラルの達成に向けあらゆる選択肢を追求する観点から、原子力エネルギーの活用は我が国にとって重要。
- 一方で、使い方を誤ると核兵器への転用や甚大な原子力災害をもたらす得ることを常に意識することが必要。
⇒原子力のプラス面、マイナス面を正しく認識した上で、安全面での最大限の注意を払いつつ、原子力を賢く利用することが重要となる。

3. 原子力を取り巻く現状と環境変化

- エネルギー安定供給不安/地政学リスクの高まり
- カーボンニュートラルに向けた動きの拡大
- 世界的な革新炉の開発・建設/既設原発の運転期間延長
- 原子力エネルギー事業の予見性の低下
- テロや軍事的脅威に対する原子力施設の安全性確保の再認識
- 非エネルギー分野での放射線利用拡大
- 経済安全保障の意識の高まり
- ジェンダーバランス等、多様性の確保の重要性増加

4. 今後の重点的取組について

- 「安全神話」から決別し、安全性の確保が大前提という方針の下、安定的な原子力エネルギー利用を図る。その際、円滑な事業を進めるための環境整備に加え、放射性廃棄物処理・処分に係る課題や革新炉の開発・建設の検討等に伴って出てくる新たな課題等に目を背けることなく、国民と丁寧にコミュニケーションを図りつつ、国・業界それぞれの役割を果たす。

- 原子力エネルギー利用のみならず、非エネルギー利用を含め、原子力利用の基盤たるサプライチェーン・人材の維持強化を国・業界が一体となって取り組む。

① 東電福島第一原発事故の反省と教訓

- ゼロリスクはないとの認識の下での継続的な安全性向上への取組・業務体制の確立・安全文化の醸成・防災対応の強化
- 国及び事業者による避難計画の策定支援等を通じた住民の安全・安心の確保
- 原子力損害賠償の在り方についての慎重な検討

② エネルギー安定供給やカーボンニュートラルに資する原子力利用

- 原発事業の予見性の改善に向けた取組
- 既設原発の再稼働
- 効率的な安全確認
- 原発の長期運転
- 革新炉の開発・建設
- 安定的な核燃料サイクルの確立
- 使用済燃料の貯蔵能力拡大

③ 国際潮流を踏まえた国内外での取組

- グローバル・スタンダードのフォローアップ
- グローバル人材・スタンダード形成への我が国の貢献
- 価値を共有する同志国政府や産業界間での、信頼性の高い原子力サプライチェーンの共同構築に向けた戦略的パートナーシップ構築

④ 原子力の平和利用及び核不拡散・核セキュリティ等の確保

- プルトニウムバランスの確保
- テロや軍事的脅威に対する課題への対応
- IAEA等と連携したウクライナ支援

⑤ 国民からの信頼回復

- ルール違反を起こさず、不都合な情報も隠蔽しない
- 専門的知見の橋渡し人材の育成

⑥ 国の関与の下での廃止措置及び放射性廃棄物の対応

- 今後本格化が見込まれる原発の廃止措置に必要な体制整備
- 処分方法等が決まっていない放射性廃棄物の対応
- 国が前面に立った高レベル放射性廃棄物対応

⑦ 放射線・ラジオアイソトープ(RI)の利用の展開

- 「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」の取組（重要RIの国内製造・安定供給等）
- 社会基盤維持・向上等に貢献しているという認知拡大及び工業等の様々な分野における利用の可能性拡大

⑧ イノベーションの創出に向けた取組

- 民間企業の活力発揮に資するなど成果を社会に還元する研究開発機関の役割
- 原子力イノベーションに向けた強力な国の支援
- サプライチェーン・技術基盤の維持・強化、多様化

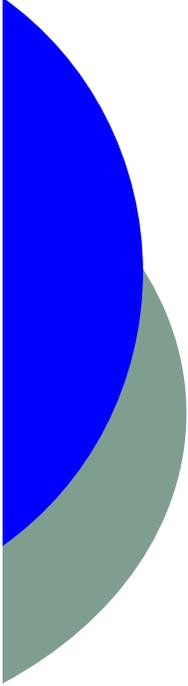
⑨ 人材育成の強化

- 異分野・異文化の多種多様な人材交流・連携
- 産業界のニーズに応じた産学官の人材育成体制拡充
- 若手・女性、専門分野を問わず人材の多様性確保/次世代教育

今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）の概要

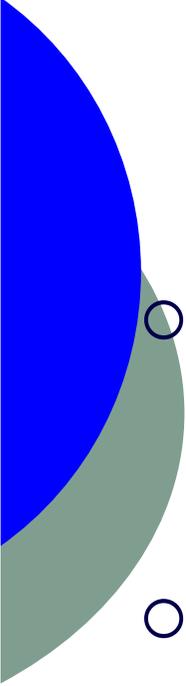
●「第六次エネルギー基本計画」、「原子力利用に関する基本的考え方」に則り、GX実行会議における議論等を踏まえ、今後の原子力政策の主要な課題、その解決に向けた対応の方向性、関係者による行動の指針を整理する。これに基づき、今後の取組を具体化する。

再稼働への 総力結集	既設炉の 最大限活用	次世代革新炉 の開発・建設	バックエンド プロセス加速化	サプライチェーンの 維持・強化	国際的な共通課題 の解決への貢献
<p>(自主的安全性の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「安全神話からの脱却」を不断に問い直す →事業者が幅広い関係者と連携した安全マネジメント改革 <p>(立地地域との共生)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの実情やニーズに即した対応の強化 →将来像共創など、地域ニーズに応じた多面的支援・横展開 防災対策の不断の改善、自治体サポートの充実・強化 →実効的な意見交換・連携の枠組み構築と支援の強化等 <p>(国民各層とのコミュニケーション)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方通行的な情報提供にとどまらない、質・量の強化・充実、継続的な振り返りと改善検討 →目的や対象の再整理、コンテンツ・ツールの多様化・改善 	<p>(運転期間の取扱いに関する仕組みの整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会による安全性の確認がなければ、運転できないことは大前提 利用政策の観点から、運転期間に関する枠組みを整備 →地域・国民の理解確保や制度連続性等にも配慮し、期間上限は引き続き設定 →エネルギー供給の「自己決定力」確保、GX「牽引役」、安全への不断の組織改善を果たすことを確認した上で、一定の停止期間についてはカウントから除外 →理解確保や研究開発の進展、国際基準の動向等も継続評価し、必要に応じた見直し実施を明確化 <p>(設備利用率の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全性確保を大前提に、自己決定力やGX等に貢献 →規制当局との共通理解の醸成を図りつつ、運転サイクルの長期化、運転中保全の導入拡大等を検討 	<p>(開発・建設に向けた方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力の価値実現、技術・人材維持・強化に向けて、地域理解を前提に、次世代革新炉の開発・建設に取り組む →まずは廃止決定炉の建て替えを対象に、バックエンド問題の進展も踏まえつつ具体化 →その他の開発・建設は、再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえ検討 <p>(事業環境整備のあり方)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力の価値実現に向けた次世代革新炉への投資促進 →実証炉開発への政策支援 →収入安定化に資する制度措置の検討・具体化等 <p>(研究開発態勢の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 官民のリソースを結集して、実効的な開発態勢を整備 →将来見通しの明確化・共有、プロジェクトベースでの支援、「司令塔機能」の確立等 →米英仏等との戦略的な連携による自律的な次世代革新炉の研究開発の推進 →核融合の戦略策定、関連産業の育成、研究開発の加速 <p>(基盤インフラ整備・人材育成等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代革新炉の研究開発や、そのための人材育成の基礎を構築 →基盤的研究開発やインフラ整備に対する必要な支援の加速 医療用ラジオアイソトープの国内製造や研究開発の推進等 →JRR-3や常陽を用いた製造 →研究炉・加速器による製造のための技術開発支援 	<p>(核燃料サイクルの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 再処理工場竣工目標の実現、プルサーマル推進や使用済燃料貯蔵能力拡大への対応を強化 →事業者と規制当局とのコミュニケーション 緊密化等、安全審査等への確実・効率的な対応 →事業者が連携した地元理解に向けた取組強化、国による支援・主体的な対応 <p>(廃炉の円滑化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 着実・効率的な廃炉の実現、クリアランス物利用の理解促進 →知見・ノウハウの蓄積・共有や資金の確保等を行う制度措置 →クリアランス物の理解活動強化、リサイクルビジネスとの連携 <p>(最終処分の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の意義、貢献いただく地域への敬意等を社会に広く共有、国の主体的取組を抜本強化 →情報提供の強化をはじめ、国主導での理解活動の推進 →NUMO・事業者の地域に根ざした理解活動の推進 →技術基盤の強化、国際連携の強化 	<p>(国内のサプライチェーンの維持・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の個別の実情に応じたハズオンで積極的なサポート等、支援態勢を構築 →国による技能継承の支援、大学・高専との連携による現場スキルの習得推進等、戦略的な人材の確保・育成 →プラントメーカーとの連携・地方経済産業局の活用による、部品・素材の供給途絶対策、事業承継支援等へのサポート <p>(海外プロジェクトへの参画支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術・人材の維持に向けて、海外での市場機会の獲得を官民で支援 →海外プロジェクトへの参画を目指す官民連携チーム組成、実績・強みの対外発信等 →関係組織の連携による海外展開に向けた積極的な支援 	<p>(国際連携による研究開発促進やサプライチェーン構築等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要国が共通して直面する当面の課題に貢献 →G7 会合等を活用した国際協力の更なる深化 →サプライチェーンの共同構築に向けた戦略提携 →米英仏等との戦略的な連携による自律的な次世代革新炉の研究開発の推進 <p>(原子力安全・核セキュリティの確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ウクライナを始め、世界の原子力安全・核セキュリティ確保に貢献 →ウクライナに対するIAEAの取組支援、同志国との連携による原子力導入の支援等 →原子力施設の安全確保等に向けた国際社会との連携強化



全てが国会をスルーして、内閣だけで決められている。

- 法律では、具体的なことは決めないで、大切なことは閣議決定だけで決めていくやり方が安倍政権以来、慣例化してきた。
- エネルギー政策と原子力政策の重要な内容を法律では決めないで、閣議決定だけで決めていくことは民主政治の在り方として根本的に疑問がある。

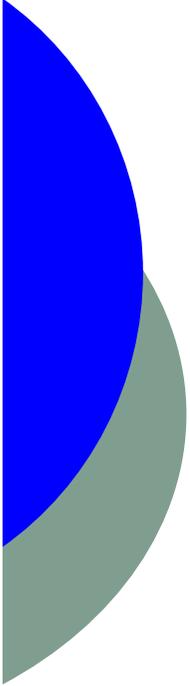


福島原発事故後の日本でどうやって脱原発を実現するか

- 原発に対する経済的な優遇策を止めれば、自由経済の中で原子力への投資は減っていき、脱原発が実現すると説く人もいる。
- しかし、日本のように政官財学マスコミの堅固な「原子カムラ」が国の支配構造を牛耳っている国において、経済の論理だけで、脱原発を進めることは困難である。
- 脱原発を進めるには何らかの公的な意思決定が必要である。

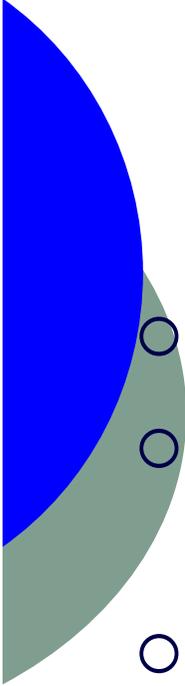
原発を止める力を持った機関は？

- 1 **国会** = 脱原発の方針を法を制定して、法によって原発を止めていくプログラムを立法する(ドイツの脱原発法、日本でも脱原発法を提案したが成立せず)。
- 2 **行政** = エネルギー基本計画の中に脱原発を明記させる。閣議決定で、脱原発の方針を決める。民主党政権下で政府の閣議決定が実現した。
- 3 **原子力規制行政** = バックフィット制度が導入され、厳しい基準を定立し、これを適用して再稼働を認めない。



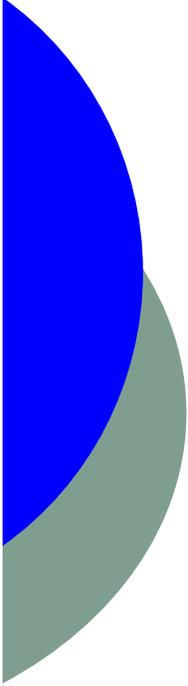
原発を止める力を持った機関は？ 2

- 4 **地方自治体** = 原子力安全協定に基づく同意権を行使して運転再開に反対する。地方議会の多数が得られるなら、住民投票を通じて首長の意見表明を拘束する可能性もある。
- 5 **裁判所** = 司法判断を通じて設置許可の取消・運転差し止めを求める。
- 国の仕組みのすべての段階で我々の闘いによって原発を止められる可能性はある。



ドイツの司法判断が脱原発法実現につながった

- 裁判で廃炉となった、ミュルハイム・ケルリヒ原発
- 「地震のリスク評価をしていない」とする判断で廃炉が決定された。
- ドイツではいくつもの厳しい司法判断が重ねられ、その後の脱原発政策に大きくつながっていった。
- これが、2011年脱原発法となって結実した。ロシア・ウクライナ戦争後の混乱から、この法律が覆されるというニュースが流されたが、冬場に限って廃止予定の原発の運転継続が一時的に認められたにすぎず、基本は揺らいでいない。



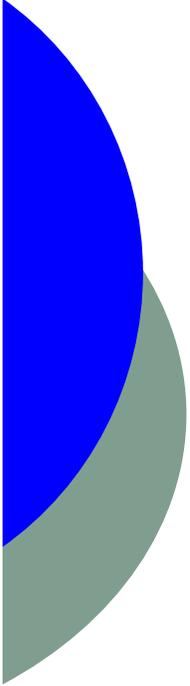
ドイツ脱原発政策の基軸は2011年 脱原発法

- ドイツでは、2002年の原子力法の改正により、2022年までの脱原発及び新規の原発建設の禁止がすでに定められていた。
- しかし、2022年までの脱原発は時期尚早だとして、2010年には、脱原発の完了時期は14年延長された。
- ところが、2011年3月11日の東日本大震災を原因とする福島第一原発の事故があり、メルケル首相（キリスト教民主同盟：CDU）をはじめとするドイツ政府は、再び原発政策の見直しを迫られた。その結果、脱原発を含むエネルギー政策全般の検討が強力に推し進められ、脱原発の完了時期を2002年法のものに戻す第13次原子力法改正法、そして、これに伴い再生可能エネルギーの利用率を高めるエネルギー供給構造改革のための6つの法律が、2011年7月に成立した。
- 原子力法の改正では、2022年までの脱原発が定められ、また、再生可能エネルギー法の改正では、電力供給中に占める再生可能エネルギーの割合を2020年に35%、2050年に80%に引き上げる目標が定められた。

伊方原発

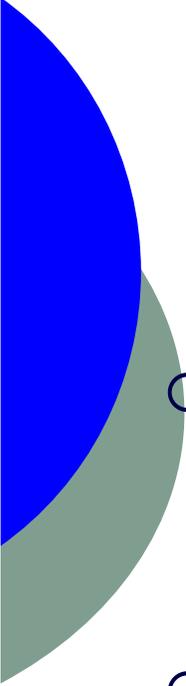


日本の裁判所はなぜ福島原発事故を未然に防ぐことができなかったのか



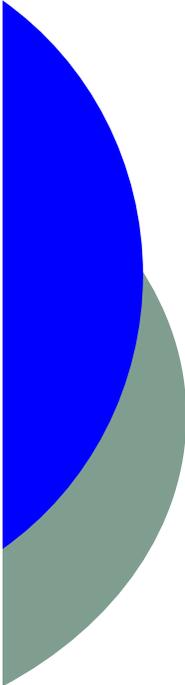
伊方原発最高裁判決の意義と限界

- 原発は深刻な災害を引き起こすおそれがある。
- 安全審査は災害が万が一にも起こらないようにするためのものである。
- 現在の科学技術水準が判断基準。
- 調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があれば、違法。
- この判断枠組みは判断対象を基本設計に限定し、行政の広範な裁量を認める限界を持ったが、もんじゅ訴訟控訴審設置許可無効判決(2003年)志賀原発運転差し止め判決(2006年)などの判断を産み出した。



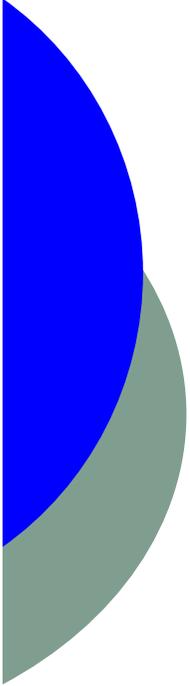
二つの最高裁判決が招いた 司法の判断放棄

- 2005年のもんじゅ最高裁判決は高裁判決の専権である事実認定さえ書き換え、原告勝訴判決を理解困難な論理によって覆した。
- 2009年柏崎最高裁判決は安全審査の想定をはるかに超える中越沖地震による柏崎原発の3000カ所もの同時故障の発生を高裁審理終了後のことがらだとして無視した。
- この二つの最高裁判決の誤りこそが、一人一人の裁判官を萎縮させ、司法の判断放棄を招いた。



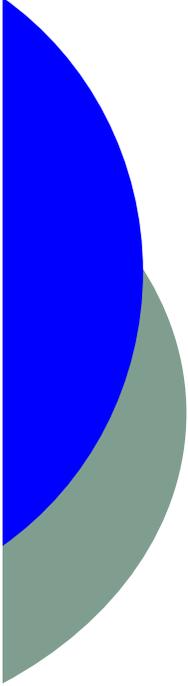
高裁の事実認定を覆す禁じ手を犯した もんじゅ (2005)と福島原発事故国賠訴 訟(2022)最高裁判決

- 事故に対応して設置許可の変更までしなければならなかった原処分について、違法性がないと断じた驚くべき判決。
- 高裁判決が認定していない事実を最高裁が勝手に書き加え、これと事実と矛盾する高裁の認定事実は全て無視した。
- このやり方を踏襲したのが、福島事故についての国の責任を否定した2022年6月17日最高裁多数意見である。水密化の措置が困難であったという下級審の判断はなかった。



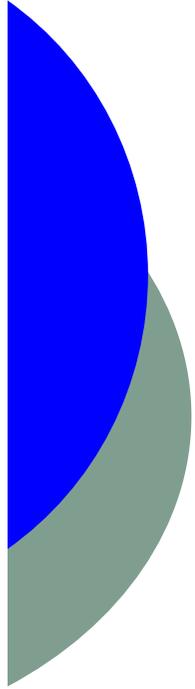
災害の深層を知る

- **生業とふるさとを奪われた福島**の悲劇
- 倒れた家屋の下や津波の被害者で生きていたかもしれない被災者を現場に残したまま、避難しなければならなかった。
- おびただしい災害関連死
- 原発周辺町村には帰還困難区域が残されている
- 多くの子ども甲状腺ガン発症と裁判提訴

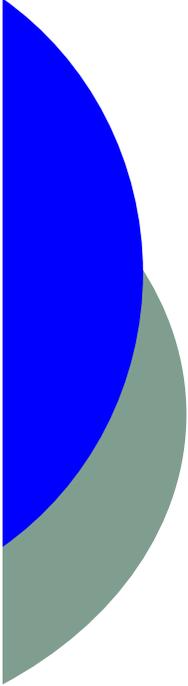


2012年6月 子ども・被災者支援法成立

- 放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に説明されていない
- 居住するか、避難するか、帰還するかについて、自己決定権を認め、そのいずれを選択した場合であっても適切な支援を受けられる
- 住む地域や放射性物質に対する考え方の違いから生まれた心の中の垣根を取り除く。

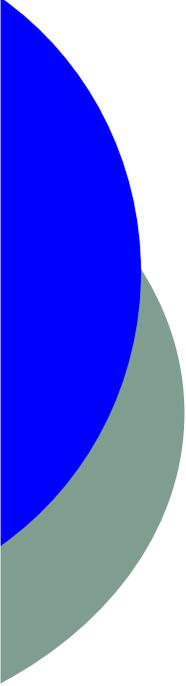


子ども被災者支援法に続く脱原発法 制定運動の目指したもの(2012年)



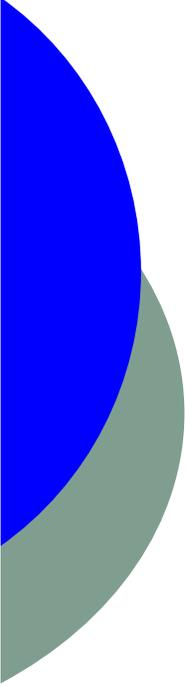
民主党政権の革新的エネルギー・環境戦略

- 2012年9月14日、国民からの意見聴取などに基づき、「2030年代に原発稼働ゼロを可能とする」との目標を掲げた「革新的エネルギー・環境戦略」を決定、①原発運転を40年に制限②新增設せず③安全確認を得た原発のみ再稼働—の3原則を明記した。
- しかし、経済界や関係自治体、米国などの反発や懸念を受けて核燃料サイクルは容認した。



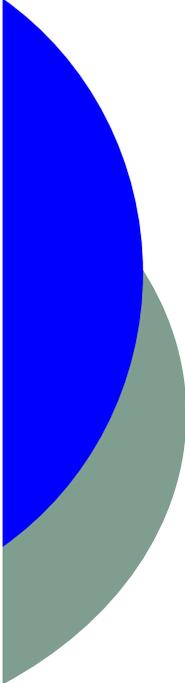
閣議決定は政府を構成する省庁間の合意である

- 9月19日には、「今後のエネルギー・環境政策については、「革新的エネルギー・環境戦略」（平成24年9月14日エネルギー・環境会議決定）を踏まえて、関係自治体や国際社会等と責任ある議論を行い、国民の理解を得つつ、柔軟性を持って不断の検証と見直しを行いながら遂行する」との方針が閣議決定された。



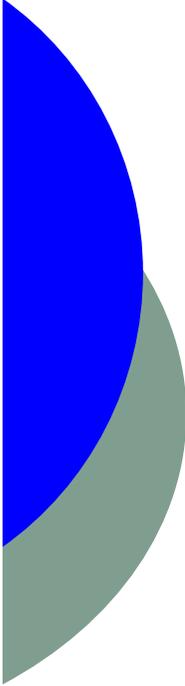
脱原発法とは

- 国家として「脱原発」を明確にすること（脱原発基本法案前文）
- 「遅くとも2020～25年までのできる限り早い時期」の脱原発の実現
- 「最新の科学的知見」に基づく基準に適合しなければ、原発の運転は認めない（再稼働にも厳しいハードル）
- 省エネルギー・再生可能エネルギーの一層の促進、天然ガスの利用の拡大



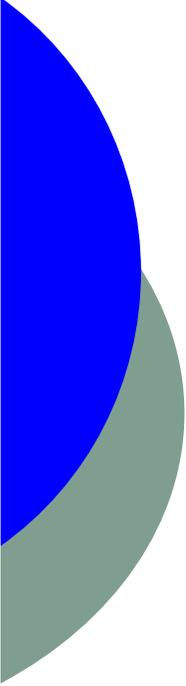
脱原発法案の基本理念

- 脱原発は、遅くとも2020年から2025年までのできる限り早い3月11日までに実現されなければならない。
- 脱原発を実現するに当たっては、電気の安定的な供給に支障が生ずることとならないよう、かつ、二酸化炭素の排出量の増加ができる限り抑制されるよう、省エネルギー（エネルギーの使用の合理化をいう。以下同じ。）が一層推進されるとともに、再生可能エネルギー電気及び天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大が図られるものとする。
- 脱原発を実現するに当たって生ずる原子力発電所が立地している地域及びその周辺地域の経済への影響については、その発生が国の政策の転換に伴うものであることを踏まえ、適切な対策が講じられるものとする。
- 脱原発を実現するに際し、発電の用に供する原子炉は、その運転を廃止するまでの間においても、最新の科学的知見に基づいて定められる原子炉等による災害の防止のための基準に適合していると認められた後でなければ、運転（運転の再開を含む。）をしてはならない



法案の第 8 条が法案の核となる規定

- 政府は、脱原発を計画的に推進するため、「脱原発基本計画」を定めなければならない。
- 脱原発基本計画は、各原発の廃炉の順序、時期などは基本計画の中で決めていくこと。
- 内閣総理大臣は、脱原発基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 電力の安定的な供給、発送電分離・電力系統強化等の電力システムの改革や再生可能エネルギーとの拡大・天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大・エネルギー源の効率的な利用に取り組む。
- 使用済燃料の保存及び管理の進め方に関する事項を基本計画において定める。
- 廃炉について電力会社に補償をするだけでなく、地域雇用機会の創出と地域経済の健全な発展なども明記し、原発立地に協力してきた地域の今後の経済にも配慮すること。



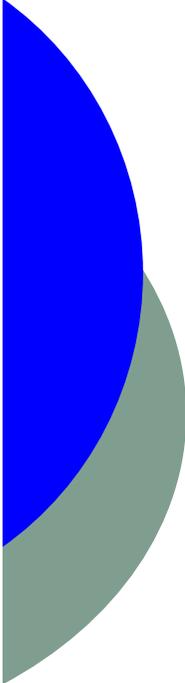
立地地域の脱原発に向けた 経済的支援

- **発電事業と送電事業を分ける発送電分離、
電力システムの強化**
- **原発の立地地域や周辺地域の経済への影響
に、配慮し適切な対策を講じること**
- **このように、脱原発基本法案は、明確に脱原
発の目標を示し、再稼働を許さず、脱原発へ
の行程を示す基本法案である**

法案提出には 成功したけれど・・

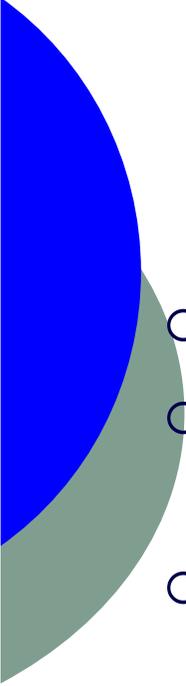


- 法案は13名の提出者（国民の生活が第一、社民党、新党きづな、減税日本、新党改革、新党大地・真民主の六会派）によって、23名の提出会派と無所属議員（土肥隆一氏）を含む賛成者を得て提出された。
- 脱原発法ネットワークは、この法案提出と同時に民主党議員（55名）、みんなの党、みどりの風、無所属議員など66名の賛同議員名簿を公表した。



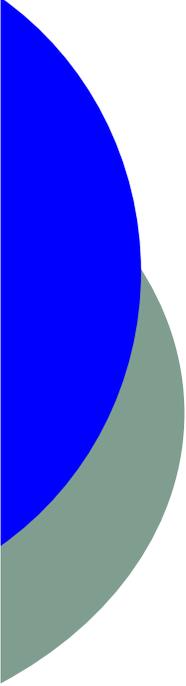
法案提出にあたって

- 大江健三郎さん「議員が個人の意思を発揮して法案提出されたことに改めて希望を持った」「国民、市民が（原発に）反対の意思をはっきり示すしかない」
- 河合弘之弁護士「盛り上がった運動を定着させたいと思い、法案の提出に取り組んだ。提出の次はこの法案を武器に次の選挙の大きな争点とし、賛同議員を大幅に増やして法案成立を求めた活動を強めたい。」
- 宇都宮健児弁護士は「市民と議員の協力で国会に法案を提出できたことは画期的だ。次は国民運動を巻き起こして、この法案を現実に成立させなければならない」
- 鎌田慧さん「さよなら原発1000万人署名をしながら、どうやってさよなら原発を現実のものにしようかと考えてきた。法案提出でゴールが見えてきた」



脱原発法制定運動の 挫折の意味すること

- この運動は、結果として法の制定に至らず、成功できなかった。
- 民主党は多くの賛同者は集められたが、党としては2030年代という戦略との整合性から、法の提案を決断できなかった。
- 共産党は原発の即時廃止実現を主張して法の提案に加わらなかった。
- いつまでに脱原発を実現するかについてドイツのような妥協・合意が形成できなかった。
- しかし、事故後に最も脱原発実現の声が盛り上がっていたこの時期に、法律の形で、脱原発の方向を法で定めるべきであったと思う。
- 今回の岸田政権の暴走の根っこはここにある。今からでも、この点を争点として、法を再度提案し、このことを国政の焦点とするべきだ。



どうやって、エネルギー政策の決定権を市民の手に取り戻すのか

市民の過半数は、脱原発の実現を願っている。にもかかわらず、政府が暴走するのは、歯止めがないから。

政府の動向を継続的に注視する。

市民の意見を発信する。

心ある国会議員と連携して、政府案に対案を対置していく。

エネルギー政策のあり方を国政選挙の主要な争点に押しあげ、選挙で勝利して法律を変えていく。